

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）修正案の概要

修正の主旨

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県計画」という。）について、原子力災害対策指針の改正や、訓練の検証結果を踏まえた修正等を行う。

主な修正項目

1 原子力災害対策指針改正の反映

(1) 旧 PPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)における防護対策

- 原子力災害対策指針の平成 27 年 4 月改正により、事前対策（国において安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限の必要性を検討）から UPZ 圏外における PPA の概念が削除され、屋内退避対応となったことから、県計画においても、原子力災害対策指針に準拠し、UPZ 圏外における防護対策は屋内退避に改める。（第 1 章第 8 節、第 3 章第 5 節第 1 関連、資料 9p3、8）
- UPZ 圏外における屋内退避の位置付けを受け、各市町との情報連絡体制の中に屋内退避指示の伝達を位置付ける。

（第 2 章第 5 節第 1 関連、資料 9p4）

(2) 放射性物質大気中拡散予測（SPEEDI 等）の活用

原子力災害対策指針の平成 27 年 4 月改正により、予測的手法をもって避難および一時移転といった防災対策の判断根拠としないこととなったことから、県計画においても、避難等の判断に当たっては SPEEDI 等の活用を削除し、災害の状況や緊急時モニタリング結果および気象情報等から判断を行うよう改める。

（第 3 章第 5 節第 4 関連、資料 9p16）

2 原子力防災訓練の検証結果の反映

(1) 発電所ごとの UPZ の設定

県計画では敦賀、美浜、大飯、高浜すべての原子力発電所を対象とする UPZ を設定して事前対策の整備を進めているところであるが、緊急事態応急対策における屋内退避および避難の準備・実行にあたっては、状況に応じて対応できるようにするため、原子力発電所ごとの UPZ を位置付ける。

（第 1 章第 6 節関連、資料 9p2）

(2) 避難中継所運営本部の設置

避難中継所については、避難者の受入れ、スクリーニングから避難所への送り出しにいたる一連の対応のため、防災部局と医療部局等が連携し一体となった対応が必要なことから、県・市・消防・警察による「避難中継所運営本部」の設置を位置付ける。（第3章第5節第7関連、資料9p17）

3 原子力事業者との連携強化

原子力事業者との連携体制の一環として、警戒事態の環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングにおける原子力事業者との連携に係る体制を位置付ける。（第3章第2節第4関連、資料9p6）